大津町

重度心身障害者医療費（重心医療）助成の申請手続きが変更になります（令和６年８月診療分～）

※現物給付方式、自動償還払い方式を導入

大津町では、重度の障がいがある人に対して、医療費の一部助成を実施しています。
受給対象者の方の負担軽減と、さらなる利便性の向上を踏まえ、令和６年８月１日から医療費の助成内容を変更します。

受給者証は医療機関窓口で

必ず提示してください

※健康保険の種類によって内容が変わります。
※受給者番号が変わります。

健康保険の種類	支払方式	受診から支払いまでの流れ
国民健康保険 **社会保険** （協会けんぽ、健康保険組合、共済組合等）	**現物給付方式** （重心医療費自己負担額） 【入院】1医療機関 2,000 円/月 【外来】1医療機関 1,000 円/月 までを医療機関窓口で支払う。 **※受給者証の提示が必要です。** **※調剤薬局でも 1,000 円/月までのご負担をお願いします。**	①県内医療機関を受診 ②健康保険証と**重心医療受給資格者証（茶色）を提示** ③重心医療自己負担額を窓口で支払う ※薬局がある場合はこれまでどおりの申請が必要です。後日、役場窓口に領収書を持参して申請してください。**（注１）**
後期高齢者医療保険 （満75歳以上の方や満65歳以上で障害認定の方）	**自動償還払方式** これまでどおり、健康保険での自己負担額（1割～3割）まで支払う。その後、役場窓口への申請は不要で、重心医療自己負担額を差し引いた差額が、自動的に登録口座に振込まれる。	①県内医療機関を受診 ②健康保険証を提示 ③健康保険の自己負担額を窓口で支払う ④診療月から約 4 か月後に重心医療自己負担額を差し引いた差額が、自動的に登録口座に振込まれる。 ※薬局がある場合はこれまでどおり申請が必要です。後日、役場窓口に領収書を持参して申請してください。**（注１）**

(注 1)外来の場合、処方箋医療機関と、調剤薬局を合わせて 1,000 円/月(重心医療自己負担額)を超える場合は、これまでどおり町に助成申請が必要です。医療機関と調剤薬局の領収書をご持参ください。1,000 円との差額を助成します。

注意事項

1 ※国民健康保険、社会保険の方は医療機関窓口で**「大津町重度心身障害者医療費受給資格者証」(茶色)の提示が必要です。**

(窓口で提示がない場合、後日役場への医療費助成の申請が必要になります。)

※後期高齢者医療保険の方は医療機関窓口での受給者証提示は不要です。

2 **以下の場合は、受給資格者証を提示しても現物給付の対象にはなりません。**
これまでどおり町の窓口へ領収書を持参し申請後、口座へ振込む「償還払い方式」となります。

① **年齢が 70 歳以上 75 歳未満の人**
② **窓口負担額が 21,000 円を超えるもの(国民健康保険加入者の場合、診療点数の総点数が月7, 000点以上の場合)**
③ 医療機関で受給資格者証の提示がない場合
(受給資格者から町の窓口へ申請をし、後日口座へ振込む「償還払い」となります。)
④ 熊本県外の医療機関・薬局での診療及び調剤の場合
(受給資格者から町の窓口へ申請をし、後日口座へ振込む「償還払い」となります。)
※熊本県外の医療機関で処方箋の交付を受け、熊本県内の薬局で調剤サービスを受けた場合、調剤については現物給付の対象となります。
⑤ 交通事故等の第三者行為による診療の場合
⑥ 健康保険が適用されない場合

3 更生医療(人工透析等)や特定疾病、特定疾病(難病)、精神通院等の受給者証をお持ちの方は、そちらの受給者証もあわせて医療機関窓口にご提示をお願いします。

4 重心医療、こども医療、ひとり親医療の併用はできません(いずれか1つを選択)。

5 ご加入の健康保険組合等から、高額療養費や付加給付が支給される場合は、その金額を差し引いた額を助成します。助成金を支給した後に、高額療養費または付加給付の支給があったことが判明した場合には、支給額の全部または一部を返還していただくことがありますのでご注意ください。

6　助成金の支払い（自動償還払方式、償還払方式）について
　令和6年8月分からは、下記の通りになります。

国民健康保険、社会保険の方 （医療機関窓口で自己負担額までを支払い、後日、調剤での自己負担分を申請された場合）	診療月の３カ月後に支払い
国民健康保険、社会保険の方 （70 歳以上 75 歳未満の方、窓口負担額が21,000 円以上の方）	申請月の１カ月後に支払い
後期高齢者医療保険の方	診療月の4か月後に支払い

※レセプトデータが届かない場合や高額療養費や付加給付が発生した場合は金額を確認した後の支給となります。

※高額療養費、付加給付とは？

　どちらも、各健康保険で決められている１か月の医療費の上限額を越えた場合、医療費の払い戻しをする制度です。

高額療養費	全ての健康保険で実施	
付加給付	一部の健康保険で実施	・大手企業の健康保険に多い ・上限額も各健康保険で異なる ・名称が違う場合もある

受給資格

●身体障害者手帳１級･2 級所持者　●療育手帳A1. A2所持者　●精神障害者保健福祉手帳１級所持者

所得制限

上記の受給資格をお持ちでも、所得の制限により助成を受けられないことがあります。
毎年、所得の確認が必要であるため、受給資格者証の有効期限は7月末となっています。

対象となる医療費について

1　入院、通院、訪問看護にかかる保険給付の対象になる費用
　※ただし、入院時食事療養費、入院時生活療養費、移送費等は除きます。
2　自立支援医療、療養介護医療、障害児施設医療にかかる本人負担分
　保険給付になる治療用装具にかかる経費の本人負担分
　上記の条件を満たし、診療月から1年以内のものが対象となります。

【例】受給資格者（70歳未満）が国民健康保険（自己負担3割）で県内の医療機関を受診し、
医療費総額が20，000円の場合

医療費総額20，000円

【償還払い】	保険給付（7割） （14,000円）	窓口支払額（3割） （6,000 円）	
		重心医療費 （5,000 円）	自己負担額 （1,000 円）

●受給資格者は、受診後、町へ申請を行い、重心医療費 5,000 円が受給資格者の口座に振り込まれます。

医療費総額20，000円

【現物給付】	保険給付（7割） （14,000円）	重心医療費 （5,000 円）	窓口支払額
			自己負担額 （1,000 円）

●窓口支払額は、自己負担額の 1,000 円のみになります。重心医療費5,000円は、原則、診療の翌々月に、町から熊本県国民健康保険団体連合会を通じて医療機関等へ支払います。

次のような場合は、町役場への届出が必要です。

●住所や氏名が変わったとき
●加入している健康保険が変わったとき
●受給資格者が亡くなったとき
●大津町外へ転出するとき
●受給資格者証を紛失したとき
●生活保護を受けることになったとき
●身体障害者手帳・療育手帳・精神手帳の等級や有効期間が変わったとき

問い合わせ先　大津町役場　福祉課　障がい福祉係　TEL:096-293-3510